

議案第19号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(南あわじ市監査委員条例の一部改正)

第1条 南あわじ市監査委員条例(平成17年南あわじ市条例第8号)の一部を
次のように改正する。

第6条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」
に改める。

(南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例(平成20年南あわじ市
条例第58号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改
める。

(南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和5年南
あわじ市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の
2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

南あわじ市監査委員条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第5条 略 （請求又は要求による監査）</p> <p>第6条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項、法第242条第1項並びに<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の請求又は要求を受けたときは、その日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その旨を監査の請求者又は要求者に通知して延期することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第7条以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略 （請求又は要求による監査）</p> <p>第6条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項、法第242条第1項並びに<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は要求を受けたときは、その日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その旨を監査の請求者又は要求者に通知して延期することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第7条以下 略</p>	

南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第5条 略 （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場 合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p> <p>第7条以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略 （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場 合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p> <p>第7条以下 略</p>	

南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p>	

議案第20号

南あわじ市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

南あわじ市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

令和6年2月20日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市職員の定年等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(第3条第2項に定める医師職を除く。)とする。

- (1) 南あわじ市職員の給与に関する条例(平成17年南あわじ市条例第38号)第29条に規定する職
- (2) 前号に掲げる職に準ずるものとして規則で定める職

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

南あわじ市職員の定年等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第5条 略</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p>第6条 <u>法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）第29条第1項に規定する職（第3条第2項に定める医師職を除く。）とする。</u></p> <p>第7条以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p>第6条 <u>法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（第3条第2項に定める医師職を除く。）とする。</u></p> <p>(1) <u>南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）第29条に規定する職</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる職に準ずるものとして規則で定める職</u></p> <p>第7条以下 略</p>	

議案第21号

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和6年2月20日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。)」を削る。

第 8 条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第32条第2項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「<u>会計年度任用職員</u>」という。))を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>第9条以下 略</p>	<p>第1条～第6条 略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第32条第2項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>第9条以下 略</p>	

議案第 2 2 号

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表消防団の部部長の項中「年額 18,000 円」を「年額 23,000 円」に改め、同表空家等対策審議会委員の部の次に次のように加える。

住生活基本計画策定委員会	委員長	日額 15,000 円
	委員	日額 8,000 円

別表文化財保護審議会委員、スポーツ推進審議会委員及び図書館協議会委員の項中「年額 20,000 円」を「日額 8,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																																																																										
<p>別表（第1条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">教育委員会～投開票関係 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消防団</td> <td colspan="2">消防団長～副分団長 略</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額18,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">班長・団員 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公務災害補償等認定委員会～空家等対策審議会委員 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員～社会教育委員 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">文化財保護審議会委員</td> <td>年額20,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">松帆銅鐸調査研究委員会・スポーツ推進委員 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スポーツ推進審議会委員</td> <td>年額20,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">図書館協議会委員</td> <td>年額20,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">働く婦人の家運営委員会委員～保育所等運営事業者選定委員会委員 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬の額	教育委員会～投開票関係 略			消防団	消防団長～副分団長 略		部長	年額18,000円	班長・団員 略		公務災害補償等認定委員会～空家等対策審議会委員 略			老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員～社会教育委員 略			文化財保護審議会委員		年額20,000円	松帆銅鐸調査研究委員会・スポーツ推進委員 略			スポーツ推進審議会委員		年額20,000円	図書館協議会委員		年額20,000円	働く婦人の家運営委員会委員～保育所等運営事業者選定委員会委員 略			<p>別表（第1条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">教育委員会～投開票関係 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消防団</td> <td colspan="2">消防団長～副分団長 略</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額23,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">班長・団員 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公務災害補償等認定委員会～空家等対策審議会委員 略</td> </tr> <tr> <td>住生活基本計画</td> <td>委員長</td> <td>日額15,000円</td> </tr> <tr> <td>策定委員会</td> <td>委員</td> <td>日額8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員～社会教育委員 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">文化財保護審議会委員</td> <td>日額8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">松帆銅鐸調査研究委員会・スポーツ推進委員 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スポーツ推進審議会委員</td> <td>日額8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">図書館協議会委員</td> <td>日額8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">働く婦人の家運営委員会委員～保育所等運営事業者選定委員会委員 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬の額	教育委員会～投開票関係 略			消防団	消防団長～副分団長 略		部長	年額23,000円	班長・団員 略		公務災害補償等認定委員会～空家等対策審議会委員 略			住生活基本計画	委員長	日額15,000円	策定委員会	委員	日額8,000円	老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員～社会教育委員 略			文化財保護審議会委員		日額8,000円	松帆銅鐸調査研究委員会・スポーツ推進委員 略			スポーツ推進審議会委員		日額8,000円	図書館協議会委員		日額8,000円	働く婦人の家運営委員会委員～保育所等運営事業者選定委員会委員 略			
区分		報酬の額																																																																										
教育委員会～投開票関係 略																																																																												
消防団	消防団長～副分団長 略																																																																											
	部長	年額18,000円																																																																										
	班長・団員 略																																																																											
公務災害補償等認定委員会～空家等対策審議会委員 略																																																																												
老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員～社会教育委員 略																																																																												
文化財保護審議会委員		年額20,000円																																																																										
松帆銅鐸調査研究委員会・スポーツ推進委員 略																																																																												
スポーツ推進審議会委員		年額20,000円																																																																										
図書館協議会委員		年額20,000円																																																																										
働く婦人の家運営委員会委員～保育所等運営事業者選定委員会委員 略																																																																												
区分		報酬の額																																																																										
教育委員会～投開票関係 略																																																																												
消防団	消防団長～副分団長 略																																																																											
	部長	年額23,000円																																																																										
	班長・団員 略																																																																											
公務災害補償等認定委員会～空家等対策審議会委員 略																																																																												
住生活基本計画	委員長	日額15,000円																																																																										
策定委員会	委員	日額8,000円																																																																										
老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員～社会教育委員 略																																																																												
文化財保護審議会委員		日額8,000円																																																																										
松帆銅鐸調査研究委員会・スポーツ推進委員 略																																																																												
スポーツ推進審議会委員		日額8,000円																																																																										
図書館協議会委員		日額8,000円																																																																										
働く婦人の家運営委員会委員～保育所等運営事業者選定委員会委員 略																																																																												

議案第 23 号

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第4行政職給料表の部4級の項中

「

- | |
|-----------|
| (1) 係長の職務 |
| (2) 主任の職務 |

」を

「

- | |
|-----------|
| (1) 係長の職務 |
| (2) 参事の職務 |
| (3) 主任の職務 |

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

南あわじ市職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行			改 正 案			備 考
別表第4（第8条関係） 等級別基準職務表			別表第4（第8条関係） 等級別基準職務表			
給料表	等級	基準となる職務	給料表	等級	基準となる職務	
行政職給料表	1級～3級 略		行政職給料表	1級～3級 略		
	4級	(1) 係長の職務		4級	(1) 係長の職務	
		(2) 主任の職務			(2) 参事の職務	
5級～7級 略		5級～7級 略			(3) 主任の職務	
医師職給料表・看護職給料表 略			医師職給料表・看護職給料表 略			

議案第24号

南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定
について

南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

令和6年2月20日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

7,000 円
東京都 14,000 円
その他 12,000 円

「

8,000 円
東京都 17,000 円
その他 14,000 円

」を

」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市職員等の旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																						
<p>別表（第16条、第17条、第19条、第20条関係）</p> <p>日当及び宿泊料</p> <table border="1" data-bbox="232 405 1028 694"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島内</td> <td>略</td> <td><u>7,000円</u></td> </tr> <tr> <td>島外</td> <td>略</td> <td><u>東京都14,000円</u> <u>その他12,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	支給額		日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	島内	略	<u>7,000円</u>	島外	略	<u>東京都14,000円</u> <u>その他12,000円</u>	<p>別表（第16条、第17条、第19条、第20条関係）</p> <p>日当及び宿泊料</p> <table border="1" data-bbox="1097 405 1892 694"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島内</td> <td>略</td> <td><u>8,000円</u></td> </tr> <tr> <td>島外</td> <td>略</td> <td><u>東京都17,000円</u> <u>その他14,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	支給額		日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	島内	略	<u>8,000円</u>	島外	略	<u>東京都17,000円</u> <u>その他14,000円</u>	
区分		支給額																						
	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)																						
島内	略	<u>7,000円</u>																						
島外	略	<u>東京都14,000円</u> <u>その他12,000円</u>																						
区分	支給額																							
	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)																						
島内	略	<u>8,000円</u>																						
島外	略	<u>東京都17,000円</u> <u>その他14,000円</u>																						

議案第25号

南あわじ市都市計画審議会条例等の一部を改正する条例制定について

南あわじ市都市計画審議会条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市都市計画審議会条例等の一部を改正する条例

(南あわじ市都市計画審議会条例の一部改正)

第1条 南あわじ市都市計画審議会条例（平成17年南あわじ市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第9条中「都市政策室」を「都市政策課」に改める。

(南あわじ市国土利用計画審議会条例の一部改正)

第2条 南あわじ市国土利用計画審議会条例（平成21年南あわじ市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条中「都市政策室」を「都市政策課」に改める。

(南あわじ市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第3条 南あわじ市スポーツ推進審議会条例（平成23年南あわじ市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

第7条中「体育青少年課」を「スポーツ青少年課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

南あわじ市都市計画審議会条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第8条 略 (庶務) 第9条 審議会の庶務は、産業建設部<u>都市政策室</u>において処理する。 第10条 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (庶務) 第9条 審議会の庶務は、産業建設部<u>都市政策課</u>において処理する。 第10条 略</p>	

南あわじ市国土利用計画審議会条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、産業建設部<u>都市政策室</u>において処理する。 第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、産業建設部<u>都市政策課</u>において処理する。 第8条 略</p>	

南あわじ市スポーツ推進審議会条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第4条 略 （会議）</p> <p>第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2・3 略</p> <p>第6条 略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は、教育委員会<u>体育青少年課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条～第4条 略 （会議）</p> <p>第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。<u>ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第6条 略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は、教育委員会<u>スポーツ青少年課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	

議案第26号

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等
の一部を改正する条例制定について

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等 の一部を改正する条例

(南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南あわじ市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の2 給与条例第35条（同条第1項後段を除く。）の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第35条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第27条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、「、若しくは失職し」及び「(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第27条の2 給与条例第35条（同条第1項後段を除く。）の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第35条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和5年南あわじ市条例第38号)を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項後段を削る。

第27条第1項中「第2項中「100分の125」とあるのは「100分の126」と、同条」を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は、令和6年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条・第2条 略 （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、<u>報酬及び期末手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>第4条～第16条 略</p> <p>第17条～第26条 略 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第27条 給与条例第32条から第34条まで（第32条第1項後段を除く。）の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第32条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の</p>	<p>第1条・第2条 略 （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>第4条～第16条 略 <u>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u></p> <p><u>第16条の2 給与条例第35条（同条第1項後段を除く。）の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第35条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>第17条～第26条 略 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第27条 給与条例第32条から第34条まで（第32条第1項後段を除く。）の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第32条第2項中「100分の125」とある</p>	

126」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

のは「100分の126」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第27条の2 給与条例第35条（同条第1項後段を除く。）の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第35条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第28条以下 略

第28条以下 略

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略</p> <p>第2条 <u>南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第16条第1項及び第27条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 <u>南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第16条第1項後段を削る。</u></p> <p><u>第27条第1項中「第2項中「100分の125」とあるのは「100分の126」と、同条」を削る。</u></p>	

議案第27号

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南あわじ市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (4) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (5) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

別表第1市長の部8の項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務（同表の第1欄に規定する情報照会者（以下「情報照会者」という。）に市長が含まれているものに限る。）」を「特定個人番号利用事務」に、同表教育委員会の項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務（情報照会者に教育委員会が含まれているものに限る。）」を「特定個人番号利用事務」に改める。

別表第2市長の部2の項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務（同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）」を「特定個人番号利用事務」に改め、同部9の項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同表教育委員会の項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同項特定個人情報の欄中「法別表第2の第4欄に掲げる情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第3中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「法別表第2の第4欄に掲げる情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）附則第 1 条本文に規定する施行の日から施行する。

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考														
<p>第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略</p> <p>第3条～第6条 略 別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="210 916 1048 1251"> <thead> <tr> <th>市の機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市長</td> <td>1～7 略</td> </tr> <tr> <td>8 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務(同表の第1欄に規定する情報照会者(以下「情報照会者」という。)に市長が含まれているものに限る。)</u></td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td><u>法別表第2の第2欄に掲げる事務(情報照会者に教育委員会が含まれているものに限る。)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条、第5条関係)</p>	市の機関	事務	市長	1～7 略	8 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務(同表の第1欄に規定する情報照会者(以下「情報照会者」という。)に市長が含まれているものに限る。)</u>	教育委員会	<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務(情報照会者に教育委員会が含まれているものに限る。)</u>	<p>第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> (5) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>第3条～第6条 略 別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1075 916 1912 1251"> <thead> <tr> <th>市の機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市長</td> <td>1～7 略</td> </tr> <tr> <td>8 <u>特定個人番号利用事務</u></td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td><u>特定個人番号利用事務</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条、第5条関係)</p>	市の機関	事務	市長	1～7 略	8 <u>特定個人番号利用事務</u>	教育委員会	<u>特定個人番号利用事務</u>	
市の機関	事務															
市長	1～7 略															
	8 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務(同表の第1欄に規定する情報照会者(以下「情報照会者」という。)に市長が含まれているものに限る。)</u>															
教育委員会	<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務(情報照会者に教育委員会が含まれているものに限る。)</u>															
市の機関	事務															
市長	1～7 略															
	8 <u>特定個人番号利用事務</u>															
教育委員会	<u>特定個人番号利用事務</u>															

市の機関	事務	特定個人情報
市長	1 略	
	2 情報照会者に市長が含まれている <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> (同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの	略
	3～8 略	
	9 前項に掲げるもののほか情報照会者に市長が含まれている <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>	当該事務の区分に応じ、 <u>法別表第2の第4欄に掲げる情報</u> (法第19条第7号の規定により提供を受けることができるものを除く。以下同じ。)
教育委員会	情報照会者に教育委員会が含まれている <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>	当該事務の区分に応じ、 <u>法別表第2の第4欄に掲げる情報</u>

別表第3 (第4条、第5条関係)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
市長	情報照会者に市長	教育委員	当該事務の区分に

市の機関	事務	特定個人情報
市長	1 略	
	2 情報照会者に市長が含まれている <u>特定個人番号利用事務</u> であって規則で定めるもの	略
	3～8 略	
	9 前項に掲げるもののほか情報照会者に市長が含まれている <u>特定個人番号利用事務</u>	当該事務の区分に応じ、 <u>利用特定個人情報</u> (法第19条第7号の規定により提供を受けることができるものを除く。以下同じ。)
教育委員会	情報照会者に教育委員会が含まれている <u>特定個人番号利用事務</u>	当該事務の区分に応じ、 <u>利用特定個人情報</u>

別表第3 (第4条、第5条関係)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
市長	情報照会者に市長	教育委員	当該事務の区分に

	が含まれている法別表第2の第2欄に掲げる事務	会	応じ、 <u>法別表第2の第4欄に掲げる情報</u>		が含まれている特定個人番号利用事務	会	応じ、 <u>利用特定個人情報</u>
教育委員会	情報照会者に教育委員会が含まれている法別表第2の第2欄に掲げる事務	市長	当該事務の区分に応じ、 <u>法別表第2の第4欄に掲げる情報</u>	教育委員会	情報照会者に教育委員会が含まれている特定個人番号利用事務	市長	当該事務の区分に応じ、 <u>利用特定個人情報</u>

議案第28号

ふるさと南あわじ応援寄附金条例の一部を改正する条例制定について

ふるさと南あわじ応援寄附金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

ふるさと南あわじ応援寄附金条例の一部を改正する条例

ふるさと南あわじ応援寄附金条例（平成 20 年南あわじ市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 生涯活躍のふるさとづくり、安全・安心なまちづくりを目指した福祉及び防災の充実に関する事業

(4) 自然環境の保全を含む観光戦略の推進及び地域公共交通の充実に関する事業

第 2 条第 1 項第 6 号を次のように改める。

(6) 淡路人形浄瑠璃の伝承、若人の広場の維持その他の文化・歴史の普及及び継承並びにスポーツ振興に関する事業

第 2 条第 1 項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、同条第 2 項中「前項第 8 号」を「前項第 7 号」に改める。

第 3 条第 2 項中「同項第 8 号」を「同項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

ふるさと南あわじ応援寄附金条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略</p> <p>(寄附金の使途)</p> <p>第2条 寄附金は、次に掲げる事業に充てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 生涯活躍のふるさとづくりに関する事業</u></p> <p><u>(4) 観光戦略の推進及び地域公共交通の維持確保に関する事業</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 淡路人形浄瑠璃の保存、伝承又は後継者の育成に関する事業</u></p> <p><u>(7) 若人の広場の灯を永遠に灯し続ける事業</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>2 市民、市出身者その他市にゆかりのある者は、別に定めるところにより、<u>前項第8号</u>の規定により寄附金を充てるべき事業を市に提案することができる。</p> <p>(寄附金の使途指定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 寄附者が寄附金の使途を前条第1項各号に規定する事業のうちから指定しなかったときは、<u>同項第8号</u>の事業の指定があったものとみなす。</p> <p>第4条以下 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(寄附金の使途)</p> <p>第2条 寄附金は、次に掲げる事業に充てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 生涯活躍のふるさとづくり、安全・安心なまちづくりを目指した福祉及び防災の充実にに関する事業</u></p> <p><u>(4) 自然環境の保全を含む観光戦略の推進及び地域公共交通の充実にに関する事業</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 淡路人形浄瑠璃の伝承、若人の広場の維持その他の文化・歴史の普及及び継承並びにスポーツ振興に関する事業</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>2 市民、市出身者その他市にゆかりのある者は、別に定めるところにより、<u>前項第7号</u>の規定により寄附金を充てるべき事業を市に提案することができる。</p> <p>(寄附金の使途指定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 寄附者が寄附金の使途を前条第1項各号に規定する事業のうちから指定しなかったときは、<u>同項第7号</u>の事業の指定があったものとみなす。</p> <p>第4条以下 略</p>	

議案第 29 号

南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例

南あわじ市消防団条例（平成 17 年南あわじ市条例第 175 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の表出動手当の項中「3,200 円」を「4,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市消防団条例新旧対照表

現 行			改 正 案			備 考
第1条～第14条 略 (手当) 第15条 消防団員に手当を支給し、その種類、支給対象者及び支給額は、次の表に定めるところによる。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。			第1条～第14条 略 (手当) 第15条 消防団員に手当を支給し、その種類、支給対象者及び支給額は、次の表に定めるところによる。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。			
種類	支給対象者	支給額	種類	支給対象者	支給額	
出動 手当	略	1回 <u>3,200円</u>	出動 手当	略	1回 <u>4,000円</u>	
訓練 手当	略	略	訓練 手当	略	略	
第16条以下 略			第16条以下 略			

議案第30号

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年南あわじ市条例第 177 号）の一部を次のように改正する。

目次中「賠償」を「補償」に改める。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8,900 円」を「9,100 円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
	円	円	円
団長及び副団長	12,500	13,350	14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1 の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の南あわじ市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項第2号及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 損害賠償（第4条―第31条）</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあつては、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 損害補償（第4条―第31条）</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあつては、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p>	

第6条～第35条 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	12,440	13,320	14,200
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

第6条～第35条 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	12,500	13,350	14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。